

第四十三回國會議
來議院
商工委員會
議錄
第二十四號

昭和三十八年五月十四日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 逢澤 寛君

理事小川 平二君 理事民本 茂君

理學巨流	仁言君	理學中樞	三石君
理學反川	王晉君	理學田中	武夫其

理事公平 忠久君

遠藤 三郎君
小沢 辰男君

海部 俊樹君 藏内 修治君

齋藤 憲三君 笹本 一雄君

始関 伊平君 田中 策一君

中川 俊思君 南 好雄君

日三 滄身衣
且和曰林不齊不

多賀谷眞總君

出帝國務大臣

通商産業大臣 福田 一 君

出席政府委員

通商産業政務次
貴領
王佳音

官

中小企業庁長官 梶山 誠一郎

通商産業事務官
（中小企業）
加藤 梯次君

興部長

今日の会議に付した案件

中小企業投資育成株式会社法案（内閣提出第一一六号）

○遼澤委員長　これより会議を開きます。

内閣提出の中小企業投資育成株式会社
 社法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。松平忠久君。

○松平委員 中小企業投資育成株式会社法案につきまして、幾つかの質問をしたいと思います。

まず第一に、この中小企業投資育成株式会社の目的というものは、第一条にあるわけでありますが、今日、この中小企業が金融難だということとはよくわかります。したがって、金融全般につきまして、絶えずこの委員会においても問題になっておるところであります。今日、この投資育成会社というものが、今日の中小の諸会社にとつてみても、政府がこういう原案をつくられた理由の一番のおもなるものは、どういふところにあるのですか。アメリカ等において行なっておるから、わが国でも行なおうということであるのか。しかば、アメリカの実績

もお調べになった上において、こういうものをお始めになったのか。これをつくる一番大きな理由というものを、ひとつ示していただきたいと思うのです。

○廣瀬(正)政府委員　今回、政府の方で中小企業の投資育成会社をつくらうといたしておりますゆえんものは、ただいま御指摘にありましたように、アメリカ力におきまして非常にりっぱな

実績をあげておるというようなことにも
もかんがみておるわけでありますけれ
ども、御承知のように、中小企業は、
日本の社会、経済の組織のもとにおき

とか、あるいは取引条件が不利であるとか——この投資育成会社は、主として対象を製造業者に限定いたしておるわけでございまして、取引条件はあまり問題になりませんが、生産性が非常に乏しいというような状態にあるわけ

てございます。しかも自由化をどんどん進めてまいっておりますし、あるいはまた労働事情も非常に困難になってまいっておりますので、何とか早急に中小企業を強くしなければならぬという問題にぶつかっておりますわけでございます。各種の方途によってそのような措置を講じてまいりたいと思っておりますけれども、何と申しましても、中小企業は、自己資金の蓄積が乏しいのであります。これが最も弱いところではないかと思っておるわけであります。その自己資金の蓄積につきまして、資本金というものを強いたしたい、つまり設備投資を助けてまいりたいというような観点から、このような会社を考えてまいったのであります。

よります特殊な会社を設立いたしました
て、これによって自己資金の充実を援
助してまいりたいというのが、おもな
目的でございます。

○松平委員　ただいまの説明によりまして、中小企業の形態が同族会社等が多いということ、自己資金の蓄積が少ない。それを補っていくために、すなわち自己資金を充実させるという意味においてこういう投資育成会社をつくった、こういう意味でございます。

そこでお伺いしたいのですが、現在中小企業の自己資金の調達の方法というのは、どういう方法をとっておりますか。また、現在、自己資金の蓄積を一番困難にならしめておる理由というのは、どこにあるのか。私見によれば、自己資金の蓄積が少ないのは、現

在の税制にあると私は見ております。いまのような税制では、銀行から金をを借りてやったほうが得なんです。事業をする上において、銀行から金を借りて、なるべく借金を多くしてやったほうが得であります。現在のこのういう税制のもとにおいては、自己資金の蓄積

的に考えるならば、税制全般について自己資金を蓄積できるような税制に改めるべきだ、こういう見解を常に持っておるわけなんです。そこで、蓄積ができない、あるいは増資もできない、そういう原因は一体どこにあるのです。どういふところを直せばできるのです。現在のやり方は、どういふやり方をとって、そのやり方のどこに欠陥が

あるか、こういうことをお伺いしたい。

○通詰政府委員 中小企業会社の一番の本命というものは、確かに税制であ

り、また金融にある、そういうふうに残するわけでございます。現在の税制といふものも、われわれ必ずしもこれが百点だというふうには存じておりませんが、御承知のように、非常に中小企業なるがゆえに特別の税制というふうに考えるよりも、むしろ中小企業という

言葉に表現される小額所得者に対しては、その担税力に応じた税制を課すべきであるということが、一番の原則じゃないかろうかと存するわけでございます。毎年税制調査会でいろいろの方面から御検討を願っておるわけでございます。われわれ、現在の税制に對しまして、今後さらに中小企業の方々が、その担税力に應じて、もう少し軽減されるということには一そう努力すべきではないかろうか、そういうふうにも考えております。しかし、その税制全体のことにつきましては、今後通産省全体といたしまして、税制調査会並びに財政当局、税制当局に強力に働きかけるということにして、その問題をしばらくおくといたしまして、いま先生の御質問になりました、たとえば設備資金を調達する際に、大資本と中小企業と、これはどういふふうな割合になつてゐるかということでございますが、自己資本そのもの、いわゆる内部留保等で調達しているというものは、たまたま三十六年の例で見ますと、大企

業も中小企業も三二・六％ということ
で、ほぼ同じような数字が出ておりま
す。ところが、増資でまかなう部分と
いうことになりまして、三十六年で
は、中小企業がわずかに七・四％で、大
企業のはうは二六・六％ということに
なっております。その反面、借り入れ
金に依存して設備投資をやっている
というのが、大企業の三四％に對して
中小企業は五九・一％というふうに
なっております。新しい設備をやれ
ばやるほど、中小企業は他人資本に依
存する割合を多くせざるを得ない
というふうなところになっておるわけ
でございます。確かに現行の税制のも
とにおきまして、特に配当ということ
を考えると、金利を払うほうが配当
で税金を払うよりは楽だといったよう
な面はございますが、しかし、いよいよ
万一の場合ということになりましたと、
他人資本に對しては、あくまでも苦し
くても金利を払わなくてはならない。
しかし、自己資本、株式資本に對しま
しては、利益が出なければ払わなくて
もよろしいというふうな差があること
は、これは申し上げるまでもないこと
でございますので、われわれといたし
ましては、やはりできるだけ自己資本
によるという固定資産の調達という
ことは行なうべきじゃないだろうか、そ
ういう意味から、最近三十五年をとり
ますと、四・七％というふうに低くな
っております。三十六年で七・四％とい
うあまりにも低過ぎるものを、ある程
度引き上げることができるといふのは、
自己資本の充実以外にならう。この
自己資本の充実、会社がもうかつて
非常に利益をあげているというふうな
ときには、会社の経営から申します

と、他人資本で金利を払うよりはか
えって高いコストのものになりますけ
れども、いろいろの波のあります沈ん
でいるときのことを考えますと、企業
としては、その不況に耐え得る力を自
己資本によって獲得するわけござい
ますので、われわれは、今後できるだ
け自己資本の充実ということにつとめ
て、体質改善をいたしていきたいと
思っております。

○松平委員 ただいまの御説明にもあ
りました、中小企業のはうは、自己資
本の蓄積ができない。つまり増資の傾
向を見ても、大企業が二〇何％、
片方はその半分以下になっておる、こ
ういうことであります。中小企業が
増資できない一番の原因は、どこにあ
るんですか。

○樋口政府委員 いろいろあると思
いますが、最も共通した原因は、中小企
業の大部分は同族会社でございますし
て、その資本調達の範囲は、非常に限
定されている、一般株式市場から調達
する道が開かれていないというところ
にあるものと考えております。

○松平委員 その同族会社は、資本を
増資しようというふうな考え方より
も、むしろ金を借りてやったほうが得
だから、他人の資本が入ってこないほ
うがいいんだ、むしろそういう気があ
るのではなからうか。そういう気が
あって、そのために、増資をしようと
思っておる人も中にはあるかもしれま
せんけれども、実際はその会社の責任
者というものは、あまり増資をしたが
らないですよ。他人に取られるよう
な気がするわけです。そこに私は増
資ができない一つの原因があると思
うし、もう一つは、いまあなたが

しゃられたように、銀行から金を借り
てやったほうが得なんです。現在の税
制というものは、増資をするよりも、
金を借りてやったほうが得だ、こうい
う現在の税制が、増資をはばんでい
る最大の原因だと思っているが、あな
たはどういうふうに思っておりますか。

○樋口政府委員 これは事実として
は、先生のおっしゃるとおりだろうと
思っております。それで、われわれが
今回ここで考えておりますものも、無
理やりに、公開したがいらない中小企業
の株主に首を綱をつけて、公開市場に
引っぱっていきうというところは考
えられないのでございまして。たまたま同
族会社の中でも、公開に踏み切って
もよろしい、むしろこの際公開するこ
とによって他人資本をある程度入れ
る——ただいま先生の御指摘になりま
したように、一番こわがっているのは、
他人に経営を乗っ取られるというこ
とで、みなちゅうちょしているようで
ございますが、経営権自体にあまり大
きなびびが入らないならば、この際ある
程度第三者の資本を入れることによ
って、経営もガラス張りにし、その成績
が株主等に反映することにするほうが
励みにもなるということ、新しい血
を導入したいといったような進んだ会
社の考えの方もおられます。そういう
方々に対してこの会社法を適用しよう
というところで、一般的には、おっしゃ
るように、できれば自分たちだけでや
っていた。特に含み等が出ることに
なっていて、ごっそり税をとられること
はやだというふうな気持ちを持つてい
る方がむしろ多いというところは、お
っしゃるとおりだろうと存じますが、し

かし、先ほど申し上げましたように、
もうかつている間は、これは借り入れ
でやったほうが実際の資金コストは安
いわけでございますが、企業というも
のは、そのように繁栄だけが続くわけ
でなく、いろいろな試験に際会するこ
ともございまして、そういう際に、そ
れを乗り切るためには、自己資本の充
実ということも必要じゃないだろうか。
ですから、いたずらに安易に流れない
で、この際、他人の資本を入れ、万
一の苦しい場合に乗り切るといふよう
な、積極的に、前向きに取り組んでい
こうという方々に、できるだけの援助
の手を伸べたいというのが、この法律
のねらいでございまして。

○松平委員 自己資本を充実させてい
くというところは、私は、健全な発展の
しかたとしては、当然そういう正常の
方向にいっていきべきであらうと思
います。一方に、一方においてこうい
う投資会社をつくりながら、一方にお
いて税制をそのままにしておいて、そ
うして困るときがあるだろうから、そ
れに對して準備をしておくのだとい
うお話であつたけれども、しかし、
根本問題は、投資育成会社をつくる
という考え方と同時に、同族会社なり
それらのものが増資の方向へいくよう
な態勢というものををつくらなければ、
全般が増資ではなくて、金を借りてや
ろうというふうな、そういう経済の仕組
みになつて、そういう税制度になつて
も、そつちの方には全然何にも
せずついておいて、これだけを出し
てきたところで、片ちんばだろ
うと思
います。これを出すのなら、そ
うい
う関係においては、税制について何と

考慮するなり何なりしなければなら
ないかと思ふのですが、そ
うい
う点については、どうい
う努力を
おの
のす
のす
め
の努
力、
税制
面
で
ど
う
い
う
努
力
を
し
て
お
る
の
か。

○樋口政府委員 税制につきま
しては、通産省、特に中小企業庁といた
しましては、これは先ほど申し上げまし
た小額所得者が大所得者に対して必要
以上に税が取られるということのない
ようにということで、是正につしまし
ては、実情をよく調べていただい
て、直すべきところは直していただ
きたいということについて、税制調査会
の方
に
お
願
い
し
て
お
る
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す。
た
だ、
現
在、
御
承
知
の
よ
う
に、
二
百
万
円
の
所
得
と
い
う
と
こ
ろ
で
段
階
が
ご
ざ
い
ま
し
て、
税
率
が
二
段
階
と
な
つ
て
お
り
ま
す
が、
そ
れ
を
さ
ら
に
今
後
も
う
少
し
段
階
を
ふ
や
す
か
ど
う
か
と
い
つ
た
よ
う
な
こ
と
も
含
め
ま
し
て、
税
制
調
査
会
の
方
で
慎重
に
審
議
し
て
い
た
だ
く
と
い
う
こ
と
を
お
願
い
し
て
い
る
わ
け
で
ご
ざ
い
ま
す。
ほん
と
う
に
租
税
力
に
応
じ
た
租
税
制
度
と
い
う
の
を
確
立
す
べ
く、
今
後
さ
ら
に
努力
を
し
たい
と
い
う
ふ
う
に
考
え
て
お
り
ま
す。

それから各会社が一体公開その他に
ついてどういふような意見を持ってい
るかというところでございまして、それ
につきましましては、昨年の前半に、日本
商工会議所が中心になりまして、六大
都市の商工会議所で、今後三年以内に
増資の意向があるかどうか、あるいは
その増資をする場合にはどういふ理由
で増資するのか、あるいは株式の上場
の意向があるかどうかといったような
ことをいろいろ調べたのでござい

七十一でいゝます。そのうち、五千

んど大部分同族会社なわけだけれど

そういう方々については、他人資本を

いかぬというわけではございません

るいは四人で資本の七、八割という庄

倒的な部分を占められておるわけでありまして、とかく経営陣も、ほんとうに経営をする手駒、力量のある方というよりも、ただ大株主であるというふうな方々が最高の地位を占め、その経営の大方針をきめるというふうなことになるが、この方々が非常にりっぱな方であれば、同族会社であつてももちろん非常な発展をするわけでありまして、ただいたずらに、たとえ二代目、三代目というふうなことにでもなると、おやじ譲りの財産だけ持って、別に抱負、識見もないのだけれども、何となく自分ではえらいつもりで、あまり時宜に適さないような経営をや、しかもとかくお山の大将になりがちで、部下からの率直な意見も聞き入れないというふうな方も、往々にして見受けられるわけでありまして、人さへ得れば同族会社も決して悪いわけではございませんが、まず、こういう経営の面にさういふおそれがあるということ、それからだんだん経済が発達してまいりますと、相当の資金を持った方でも、これ以上同族の間だけで増資資金を調達して、さうして新しい要請に応じた近代的な設備をし、大量生産、精度の高い製品をつくりだすというふうなことの需要には、なかなか応じかねるというふうな経済的な面も考えられるわけでありまして、こういう経営の面におけるひとりよがりというふうな面、それから今日においては、もはや同族だけでは必要な資本調達ということが非常に困難になりつつあるというのが、しいて同族会社の欠点といえは短所として指摘できるのじゃないかと思ひますが、同族会社であること自体は決して悪いこと

ではございませんので、その短所をなくすることによって、さしあたりは同族性を保持しながらも、日本経済全体の伸びにマッチしたようなこと、その企業が発展していかれるということにお役に立つようというところで、この法案を御審議願つておるわけであり

○松平委員 いま同族会社の欠点というか、さういふものを御指摘になったのでありますが、その中で、同族会社そのものについては、別にこれを悪いとかんたかというわけではない、こういうことであつた。そこで、同族会社をしてその欠点を直させ、長所を発揮してもら。いまあなたは好ましからざる点について指摘をしたが、好ましい点について指摘をしてください。

○樋詰政府委員 これは経営者に人さへ得れば——と申しますのは、大株主が非常にりっぱな方であるということであつた、これは普通の一般大衆から集めておる株式会社以上に弾力的、機動的な経営がやれるわけでありまして、これは非常に激変する経済情勢を、むしろ巧みに、果敢な決断をするにこそよつてうまく難関を切り抜け、新しい方向に向かつて邁進することもできる。それはもつぱら人いかによつて、普通の合議制の会社というふうなものよりも、もつと弾力的、機動的な活動ができるのじゃないかと考えております。

○松平委員 そこで、今日の系列化の問題が、きわめてこのことと関係が深いと思ひます。日本の現在の資本主義の発展の段階において、よその国と違つた点は、大きな資本、いわゆる大企業と、中小企業がある。中小企業の

ほうは、同族会社の色彩、封建性が強い。ところが、大企業の方は、それを脱皮して国のお金でもって資本も集められるというふうなことで、いわゆる欧米並みの大企業になつておる。しかし、中小の方はそうではない。ところが、欧米は日本とは違ふのであつて、欧米は、中小のほうも封建性を脱皮してきておるわけでありまして、したがつて、系列化の問題につきましても、日本

でいうふうな従属的な系列化というふうなことはないわけでありまして、それぞれ専門の分野において、専門的な知識を持って、対等な立場でもって取引をしておる。ところが、日本の発展のしかたというのは、いま申しましたような弱点がそこにきておる。そこで、系列化ということとは、従属であつて、封建性なんです。半封建的な資本主義の発展段階にいま日本はある、こ

う言つても過言ではないわけなんです。したがつて、資本主義の立場から言ふならば、この封建性というものを打破していかなければならぬ。中小企業の同族会社というものは、ほとんどやめさせる方向にいかなければならぬ。経営者がワシマン的なものであつていいものがある、その場合にはよろしい。個人企業の場合は、もちろんさうでありましよう。しかしながら、少なくとも一種の株式会社としてやつていく上においては、社会性というものを持たなければならぬわけなんです。企業の社会性というものを持たなければならぬ。その同族意識があまりに強くて、いま指摘されたように、約一万というふうな会社については大部分が同族会社だといふところに、日本のへんてこり

な、ゆがめられた資本主義の姿があらわれておるわけなんです。このことを資本主義の立場から言ふならば、これは断固として直していかなければならぬ、こういう方向にあると私は思ふ。

そこでお伺ひしたい点は、この法案を読んでみると、投資会社の対象というものを、資本金と地域と業種、業態によつて分けるというのをいつておられます。その中に政令事項もあるようでありまして、それをどういうふうにお考えになつておるのか。地域は、たとえば東京、大阪、名古屋というふうになつておる。それから、その対象は、国際競争力云々というふうなことになる。資本金は五千万円以下だけれども、しかしながら、一億円までこの会社を育てていく間はめんどうを見ていくということになつておる。それをもう少しはつきりここで説明してもらいたい。

○樋詰政府委員 どういう会社を取り上げてその資本の充実をはかつていくかというところは、ただいま先生が御指摘になりました——この第八条をごらんになつて御指摘になつたと思うのでございまして、ここにも書いてございまして、けれども、われわれといたしましては、まず、一般の公開市場で大衆から資本金を調達できるというところまで持つていくというところを、一つのねらいとしておるわけでございます。さういたしますと、最近のいわゆる店頭登録、証券会社の店頭登録といふものは、資本金五千万円以上の会社について行なわれておるわけでございます。どうして、五千万円以下であれば、証券会社の店頭において不特定多数の大衆と結びつくということができないわけ

でございますので、少なくとも五千万円以上のものにまで持つていくことによつて第二市場あるいは店頭売買といふものの対象にしたいということで、まず五千万円までのものを五千万円以上に引き上げるということを第一の目的にしておるわけでございます。ただ、五千万円をこしたら、たとに店頭登録されて売買の対象になるかということになりますと、これは必ずしもさうではございませんで、場合によりましては、さらに資本金を七千万なりあるいは八千万なりというふうに増資することによつて、その増資資金をもつて近代化設備等を整備、さうして一般大衆がその会社に興味を持って買つてくれるというところまで持つていかないと、いかに店頭に登録いたしましても、だれも振り向いてくれないというふうなこともあるかと考えられますので、場合によりましては、五千万円をこえて——初めは二千万円程度の会社だつた、それが二回、三回の増資をして六千万円になつたけれども、もう一回ある程度の増資をして七、八千万円にでもした上で公開したいという場合には、その公開して売れるというところまで会社の資本を充実させるといふことが、いわゆる仏つてくつて魂まで入れるといふことにならうかというふうに考えまして、その規模を一応——一度乗りかかった船で、旗を出した以上は、第三市場の店頭登録に持つていくところまで充実させてあげるといふことで、場合によつては、一億円を限度として、それまでの増資に充てることのできるようにというふうにしたわけでございます。もちろん、これは全部の

産業につきましては、できるだけ早く
そういふうにしておけるということ
が望ましいわけですが、しかし、それは国民全体の金というものを
一部出資したとして、そうして手を
とり足をとって、一面いろいろなコン
サルテーションを行なう、そうして経
営、技術の改善等をはかりながら内容
を充実させていくというものでござ
いますので、これはやはり国民経済的
な見地から、特に急いでその内容を充実
させる必要がある業種に属する企業で
あるということが、必要であらうかと
存するわけでございます。その意味に
おきまして、この第八条の第一項第一
号に書いてありますような「当該業種
に属する中小企業の健全な成長発展を
図ることが産業構造の高度化又は産業
の国際競争力の強化の促進に寄与する
と認められる業種」から取り上げてい
きたいというふうに考えておるわけ
でございます。いまのところ、それ
どろい業種をどれだけ取り上げる
かという点については、今後慎重に
検討していきたい、こう思っております
が、大体先ほど十六万六千というふ
うに申し上げました中小企業、一億の
対象になる中小企業といったようなも
のの中から、こういう条件に当てはま
り、しかも本人が他人の資本を入れて
もいいというふうなものというふうに
限定していきなす、だんだん数がし
ばられていくんじゃないかと、さうい
ふふうに考えております。われわれとい
たしましては、本年度、初年度でござ
いますので、まず充足するわけござ
います、一応各平年度になりました
ならば、全国で百三十程度の会社を毎
年毎年新しく取り上げて、そしてある

ところまで育ったならば、それは株式
を公開市場に売り出すことによって、
さらにかわりの会社をつくり出すとい
うことで進んでいきたいと考えており
ます。

○松平委員 いまの御説明の中で、投
資の対象の資本金の問題ですけれど
も、これが五千万円以下ということに
一応なっておりますが、しかし、一億
円までということになると、これは結
局五千万円に近いものと、一億以下
のもの、要するに一億以下のものの投資
引き受けをするということになってい
かなければならぬ。これは、政府の出
している基本法と全然関係のない法案
ですか。

○樋口政府委員 これは、基本法の中
にも、税制の点と、それから自己資本
の充実という点で、第五章に金融、
税制等という章が設けられ、その第二
十五条に「国は、中小企業の企業資本
の充実を図るため、中小企業に対する
投資の円滑化のための機関の整備」そ
れから租税のことが書いてあつて「必
要な施策を講ずる」とあつて、この投
資の円滑化のための機関の整備とい
うものを講じなければならぬというこ
とになっておるというのを受けてま
して、この投資育成会法を提案して、
御審議願つておるわけでありませう。

○松平委員 そろそろだと思つてす
が、そうすると、定義とこれと抵触し
てきやせぬか。定義は五千万円以下と
いうことになっておる。なるほど五千
万円以下でいいですよ。それは五千万
円以下ならいいと思ふんだけれど
も、しかし、一億円まではやるんだと
いうことになれば、その限りにおいて
は、この定義とは抵触してきやせぬか。

○樋口政府委員 これは、基本法の第
二条に中小企業者の範囲というのがあ
るわけでございますが、これは必ずし
もずばりとこれをもつてきめたものでは
ございませんで、「この法律に基づい
て」——いわゆる中小企業基本法に基
づいて「講ずる」国の施策の対象とする
中小企業者、その次に「おおむね
次の各号に掲げるものとし、その範囲
は、これらの施策が前条の目標を達成
するため効率的に実施されるように施
策ごとに定めるものとする。」とい
うことにもなっておりますので、先ほど
申し上げましたような、せっかく中小
企業の資本充実をはかつて将来大いに
雄飛してもらおうという際に、中途は
なばなところではうり出して、結局あ
らう十分な効果があらわれないという
のは、仏つくつて魂入らずということに
もなりかねないと思つたので、これ
は「この「おおむね」ということと「施
策ごとに」「効率的に」ということ
と、この両方を合わせることににより
まして、決して基本法の精神に背馳す
るものではないというふうに考えており
ます。

○田中(武)委員 中小企業基本法、政
府案による中小企業の定義が「おおむ
ね」となつておる。だからということ
なんです、それはちよつと三百代言
的だと思つてすよ。これは第八條第
一項の第一号に「五千万円以下」と
はつきり書いてあるのですよ。それか
ら同じ八條の二項では「一億円をこ
えることとなるときは」と書いてある
のです。したがって、私、いままでの
論議は間違つておると思つてすよ。
たとえば六千万円とか七千万円の現
在に

○樋口政府委員 この第八條の第一
項は、第一回にまず引き受ける際に、五
千万円以下であるということであれ
ば、これはもちろん文句なく中小企業
でございますので、これに入るわけ
でございます。それから第二回であり
まして、たとえば五百万円の会社が
まず倍額増資をして一千万円になった
と、この千円の会社が三年目にまた倍額
増資をして二千万円になったというふ
うな場合には、これは資本金は五千万
円以下でございますので、八條の一項
になるわけでございます。ところが、
現在三千万円の会社が八條の第一項で
六千万円の資本金になったという場
合、その場合には、それだけでおしま
いというところで済むのがあれば、も
ろんそれはもうその範囲内においてで
きるだけ早く店頭登録の手続きをとり
まして、そしてそれは同族会社の幹部
の方々とそれから投資育成会社の幹部
とお互に、これでもうあなたのところ
は大丈夫、第三者の資本というものを集
められようと思つたので、投資育成会社
としては放したいという話の話し合
いをしていただければならぬと思つた
が、そういう場合には、一回だけで、増資を
引き受けたらそれでいいということに
なるうかと思つたが、かりにいまの
場合、六千万円だけではまだ足らぬ
で、どうも証券会社等の話を聞いてみ
まして、いまのままこれ店頭に登
録されたのでは、十分なお客さんをつ
かみにくい、もう一回あの工場の一
部分をひとつ増資なりによつて近代化
した上で店頭登録するということに
やつていただければ、自分の方であ

とのもんどろを見れますといった場合
には、一度三千万円を引き受けて六千
万円になった、六千万円のものももう
一回半額増資して九千万円になるとい
うことも、理屈としてはあり得るの
ではなからうか。その場合に、それを可
能ならしめるようにこの一項の二号を
置いたわけでございますが、その場合
でも、六千万円が倍額になつて一億二
千万円になるというのであれば、いか
に「おおむね」とい、「施策ごとに
定める」、こう申しまして、倍以上
にもふくれるというもので、中小企
業施策の対象にするのは、これは少し
逸脱ではなからうかということ、一
億円以上になるというふうなものは、
これはもう十二分に自分で資金が調達
できるであらうというふうにも判定さ
れますので、一億円まで、一億二千
万円に倍額増資したいのだというなら
ば、これは中小企業投資育成会社は知
らないので、同族会社でやるなり、あ
るいはほかの一般大衆から株を募集す
るなりということをやつていただきた
ことを、第二項ではつきりさせてお
るわけでございます。

○田中(武)委員 それは一項と二項と
で、あなたがいま長々説明したことは
わかるのですよ。ほくが言つておるの
は、現在六千万円の資本金、これはど
うだということなんです。

○樋口政府委員 現在五千万円をこ
えているものは、これは対象にいたしま
せん。これはだめでございます。

○田中(武)委員 それなら「おおむね」
とかなんとかいうことを言わなくてい
いんですよ、五千万円以下とはつきり
きまつておるのだから。「おおむね」

というよりなことを言うから、それなら、現在の資本金が五千五百万円ならどうかという問題が出るのです。それで、先ほどの議論は、一億円以下のものならばという議論の展開だったのが、それは間違いで、これは最初五千万円以下であつて、一たん引き受けた、その引き受けた後において、二項はなつておる。だから、それが一億をこす場合は引き受けられない、これはそのとおりなんです。ぼくが言っているのは、中小企業基本法の定義との関係において、「おおむね」とあるのを、五千万円できちんと引いておるのですよ。そうじゃないですか。

○樋詰政府委員 先生のおっしゃるような御趣旨であれば、もうおっしゃるのとおりでございますが、ただ、二回目の、三千万円がかりに六千万円になった場合、それを引き受けてはいかぬぞというふうなことにとれやせぬかというふうに私は御質問の御趣旨を取り違えましたので……。

○松平委員 そこで、もう一つ資本金のことで伺いたいのは、大体これは世間一般の認識もそうだけれども、これはまあ中小の中でも中の方のところにいつておるのだ。しかも、それは一億円までが限度というわけであるから、ますますこれは中の上の方だ。そこで、政府案の中小企業基本法の中で、小というのは、どういうような定義になつておるのですか。

○樋詰政府委員 これにつきまして、小規模企業者という一条が設けてございます。第四章第二十三条でございます。これに「国は、小規模企業者（おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する

事業を主たる事業として営む者）については、五人）以下の事業者をいう。）に對して」ということで、鉱工業の場合には、二十人以下の従業員を常時使っている者に對しては、いろいろ進歩的な施策といったようなものは、国が申しまして、いきなりそれを受け入れないのではありませんかというところで、現在、商工会あるいは商工会議所の経営指導員というものをしして経営改善普及事業等に当たらしておるわけでございますが、そういうものは、今後ともさらにその経営改善普及事業の徹底等をはかることによりまして、まず近代的な経営というものの方法を会得してもらいたい。いろいろ国のやる施策というものが受け入れ得るといったような形をとらせるといふことによりまして、受け入れ態勢をつくらした上で、いろいろな政府関係の施策というふうなもの浸透をはかつていきたいというふうに考へておるわけでございます。

○松平委員 そうしますと、小規模事業者はこの対象にはならない、こういうことですね。

○樋詰政府委員 この小規模事業者と申しますのは、これはいま申し上げましたように、われわれの方の基本法によりまして、従業員規模だけで一応切つておるわけでございます。必ずしも資本金とは関係ないのでございます。ただ、一般的には、いま御指摘のように、こういうところは資本金は比較的小さいところが多いのではないかと、こ

ろに置きたいというふうに申し上げておりますのは、あまり小さな会社でございまして、その会社が五千万円になるまでに相当の時間がかかつて、その間じつとこの会社が株を持つていなければいけないということになりはしないか。大体われわれは、平均いたしまして五、六年程度会社の株を投資育成の育成をはかつていきたいというふうには思つております。たとへば現在資本金が五十万円あるいは百万円の会社というふうなところが、逐次自分は増資したいから、その増資資金の一部を持つてくれというふうに言われた場合、それをお引き受けいたしますと、非常に長い間、十年も十五年もたたな

いと、なかなか五千万円までならないということになりまして、国民全体からの税金の一部をここにございまして、われわれといたしましては、回転をよくしてたくさんの方々に潤つていただくたいというところからすると、特定の会社にあまり長く焦げつきのなりはしないか。そこで、そういう場合には、ほかの關係で、できるだけ設備近代化資金等の政府資金から、金融機関なりあるいは民間金融機関からの借入れ等によつて設備の近代化等を促進する。内容ができれば、それに伴つて同族は同族なりにいろいろ増資というふうなこともしやすくなるのではなからうかというところから、できれば五百万円以下の方——何も五百万円と切つたわけではございません。一応の目標でございまして、百万、二百万の方々ができるだけ早く自分たちの手でこ

まで持つていききたいという際には、初めの金額が小さければ、同族の間だけでも相当の資本も集まると思ひますし、今申し上げました金融機関から設備の近代化資金のあつせんをするとか、あるいは同族だけで百万なり二百万なりというものの増資にとめるといふようなことをやりまして、少なくとも五百万程度ぐらゐで早くきつていただいた上で、この会社の対象になるというふうにしていただきたい。それまでは、一般の金融ルート、政府機関からの金融のあつせん、あるいは同族会社自体の含みが出ておもしろくないといったような面もあるかも知れませんが、同族の方々にお願ひしまして、あなたの規模に比べて資本金が過小なので、もう少し規模を大きくしなさいといったような指導等もして、投資育成会社の対象になるところまでまず引っぱり上げ、その上でこれを取り上げるというふうにしたいと思つております。

○松平委員 そうすると、要するに中小企業の中で、小は対象としない、こ

ういうわけだから、名前として何で中小企業投資育成会社とつけたのですか。小は入っていない。

○樋詰政府委員 今申し上げましたのは、一応の原則を申し上げたのでございまして、どうも小規模事業者ということはある程度出ますが、小企業とか中企業というのはいささか法律的にもなじまないことばでもございしますので、最も普通の基本法自体も、中小企業基本法というところで、その中で中の方も小の方もみんなやつております。そこで、中小企業基本法の関連法の一つとして取り上げておりますので、決して

われわれは小企業はいかぬというわけでもございせん、これは小規模事業者でも場合によつては入り得るのではないかと存じますが、一応一般的な用語に従ひまして、中小企業……。

○松平委員 ちょっとおかしい。また三百代言的なことを言つてしまつてい

るのだけれども、中小企業基本法というの、あなたのほうでも小規模のことを書いてあるわけだ。ところが、今明らかに小規模は五百万円まで引き上げてからでなければやらないのだということを答へして、そういう答へをした口の先から、舌がかわかぬうちに、あり得るのだとあなたがまたそこで言うことは、これは實際あなたの人格はちよつとどうかと思ひますよ。今言つたばかりじゃないですか。もう少しし

じめに答へしてください。大臣、聞いてどうです、そういう行き方はいかぬじゃないか。もつとまじめに、はつきりと答へをしてもらわなければ困る。ただ言ひのそれをすればいいのだという考へでは、官吏として、国の行政官として、はなはだ私にはまずいと思ふ。ここでやはり中小企業基本法が中小企業だからというふうなことを言つていたけれども、明らかにこれは中企業です。中企業のうちでも一番大きいほうへ行くものです。そういうことですから、ただ知らずに——知らずにというか、軽率にというか、おそろく考へなしに中小企業投資育成会社としてやつちやつたのだ、こういうことじゃないですか。

○樋詰政府委員 非常におしかりを受けて恐縮でございますが、われわれは、一般的に中小企業というふうなことは使つておりますので、中小企業投資

育成会社とつけたのですか。小は入っていない。

育成会社といったのでございまして、これは会社の筋から申しますと、今までは申し上げました、また先生から今御指摘のありましたように、これは一種の中堅企業的なものが対象の大部分になるという事は、おっしゃる通りであります。ただ、用語をいたしまして、一応われわれ全部含めて中小企業というふうに言っておりますので、こういうことは使わしていただいたわけでございます。

○久保田(豊)委員 時間がもう迫ってきたので、資料の要求をしておきますが、今言ったこの対象になる五百万円以上五千万円、ないしは参考として一億までの製造工業の実態についての資料等を、業種別になるべく詳しいものを出していただきたい。特にその中で、同族会社と純然たる株式会社、こういうふうな区別がどうなっているのかという点、それから自己資本と借入れ資本、特にいわゆる資本金以外の実働資本といいますが、特に設備投資に関するもの、うちで自己資本と借入れ資本がどんなふうになっているのかという点、なお、これらの最近の産出額がどういうふうになっているのかという点、各企業別のいろいろな産出、つまり要するに生産額なり取引額なり、そういうものがどのくらいになっているのかという点、もう一つ、これはわかるかわからぬかわからぬが、下請ないしは系列関係、そういうものがどうなっているのかという点、そういうふうな資料をひとつ早急に出してもらいたい。それだけお願いいたします。

○松平委員 今のことに関連するので、この中の業種ですね、国際競争力云々ということがあっても、政令事項になつてくるようですが、これはやはりこの法律案をつくるに、ある程度どういふものを対象とすべきかという具体的な業種については、お考えがあったのだらうと思う。また、先ほどの答弁も、自由化対策という理由も一つある、こういう答弁でもあったので、その業種についてどういふふうなものを対象とするかということ、一応腹案があったら、ここで披露してもらいたいと思う。

○樋口政府委員 ただいま両先生から御要求になりました資料は、今すぐできるものと、それから、われわれもいろいろ調べておるわけでございますけれども、なかなか統計その他がございまして、間合に合わないものもございまして、できるだけ早くそろえてまして、できるだけ早い機会に、これは御審議いただいている間に合わせるように持参いたします。ただ、そのときに全部がそろわない場合には、御了承いただきたいと思います。

○久保田(豊)委員 さつきちよと御紹介がありましたが、六大都市で調べたという増資の計画があるいは希望を持しているというふうなものは、それから今松平委員からお話のありましたその業種のうちで、特に輸出関係、そういう連関したもの等も、区分けできるものは区分けをして出してもらいたい。

○樋口政府委員 できるだけ御要望の線に沿うように資料をつくって提出いたします。それからどういふ業種をあげるかというところでございますが、それは第八条に非常に抽象的に書いておるわけ

でございますけれども、国民生産におきまします総付加価値をできるだけ大きくするようというところが、結局産業構造の高度化ということにもなるろうか、この存するわけでございますので、できるだけ全体の付加価値を大きくするよう、業種間の配分を適正にするということが、今後のわれわれの任務だと存じますが、具体的に申し上げますと、生産の迂回度の高い、できるだけ人手をたくさん使つて付加価値をよけい生み出すということ、大きい機械等の重工業、あるいは一部の化学工業、それから高級の軽工業品の関係といったようなものを主に引き上げていきたいと考えております。具体的な業種は、今後さらに検討をさせていただきますと存じます。

○松平委員 それから業種にも関係があるけれども、投資引き受けの基準ですね、選定基準、選定基準も政令事項になっておるのだけれども、選定基準というのはいくつ重要なじゃないかと私は思つておる。そこで、選定基準というものをどういふふうにお考えになつておるのですか。どういふふうな業種であり、どういふふうな営業状態のものを投資の対象にするかということについて、政令で定めるようになつておるけれども、その腹案というものがあつたと思つておる。たとえば、その会社の配当は五年間なら五年間を通じて大体幾らくらいのものではないかならぬかという点について、考えておられるかどうか。

○樋口政府委員 これは一番最後にお触れになりました配当の点といたしたようなもの、この投資育成会社、これが、次々に卒業生を送り出して新しいものをとつて育てていくというふうなことでございまして、これは厳格にというわけではございませんが、大体一割程度の配当というものは現にしておる、今後もしていかれるというふうなことを一つの基準にした、そういうふうなことを思つております。全体の選定基準といたしましては、当該企業が今後の三年なりあるいは五年にわたつて適切な設備計画を有しているということ、それから収益が、今さきに申し上げました過去の実績等から判断して適当なもの、少なくとも一割程度というものの配当はしてもらえらると思われ、それから非常に内容がよくて、わざわざこういう中立的な機関をわざわざなくとも、証券会社あるいは金融機関等の応援で増資ができる、あるいは同族だけで増資できるといふものは、遠慮していただきたい。それから同族の中で、これは当然のことでございますが、将来株式公開の意思を持てているもの、これは公開市場に送り出すことによつて新しい血を入れようというものであり、また公開市場に売り渡すことによつて投資育成会社は次の候補者を取り上げる財源を獲得しようというわけでございます。今申し上げましたような四つくらいの基準というものを大きな線といたしまして、できるだけその選定を公平に行なうために、まだその内容ははっきりしておりませんが、要するに公正な第三者の意見を聞くような組織というものを考慮したいというふうなことを考えております。

○松平委員 引き受け限度額というものは、どういふふうにしてきめるのですか。

○樋口政府委員 一応法律の運用としてはその会社の株の二分の一までというふうにいたしたいと思つておるが、実際には大体二割から三割程度というものを持つということが、一番多いのじゃないかと考えております。

○松平委員 その引き受け限度額は法律事項ではないけれども、政令にでもいまいかが言われたような基準のようなのを書かれるのですか。

○樋口政府委員 第九条の事業に関する規程というものは、通産大臣が認可するということになっておりますが、この認可いたします事業に関する規程の中に、今私が申し上げましたようなことを書かして認可したいというふうなことを考えております。

○松平委員 それから株式の保有期間、これは通常、先ほど来の答弁によると、五、六年というのを言われておつたけれども、何かそういうような基準のようなのをやはり考えておられるのか。

○樋口政府委員 最近七年ばかりの統計から見ますと、この七年間に、資本金が大体五倍くらいになつておるというところになっております。それで、われわれといたしましては、五百万円から五千万円までということでございますが、途中で少なくとも最低二回から三回くらいは増資をやつて、やつとこの線に達するのではないかと、いふふうなことを考えております。早いものは五年より先に到達するということにもなりますが、平均いたしますと、五年、六年、七年というあたりに逐次卒業生を送り出して、かわりの新しい会社を取り上げていくということ

ない。主体は、この会社がやるんです。

○**種話政府委員** 法律上間違つたお答え方をして申しわけございませんが、仕事は、あくまでもこの会社が投資をするということと、コンサルテーションという自己がこの会社の仕事でございまして、自分の仕事としてやるわけでございます。ただ、コンサルタントはだれを選ぶかということについては、向こうからコンサルタントを派遣してもらいたいという話があった場合に、ただこつちで選んで派遣するというところでございまして、いわゆるあつせんするということではない。自分の仕事として、自分の一番適任だと思ふコンサルタントを差し向けて指導させるということでございます。

○**田中(武)委員** 大体そういう意味でいいと思うんだが、先ほどちょっと誤解があった。あくまでもやる主体は、育成会社なんですよ。依頼を受けてやる。だからこそ、業務規程によつてその手数料までもきめるわけですよ。それでしよう。だから、やつてもらいたいという依頼があつたからといって、コンサルタントをあつせんするという考え方は、全然ないわけですよ。あくまでも、主体は育成会社なんです。その点はつきりしてもらふと、法律の解釈が違ふ。

○**種話政府委員** おっしゃるとおりでございます。はなはだ説明がまずかつたことをおわびいたします。

○**松平委員** いまの点ですが、この投資育成会社は、いま言うように、育成するということであるならば、二つあるのですか。依頼を受けてその指導に当たる場合と、依頼を受けずに指導する

場合とあるんですか。依頼を受けずに指導するということでなければ、育成の実はあがらぬわけですね。向こうが依頼をしたときだけに限定するということになると、変なものになるけれども、その根本的な考え方は、どこにあるのですか。会社の性格のきわめて重大な問題です。

○**種話政府委員** この法律の第八条第一項の第三号にございまして、一応「株式会社の依頼に応じて、経営又は技術の指導を行なう」、こういうことになっております。ただ投資育成会社自体としては、この会社の二割なり三割の株を持つわけでございますので、これは一般的な株主権というもので、これはせつかく大きく、しっかりしたものにしろというところで投資育成会社に株を持つてもらつた以上、できるだけすみやかに適當なコンサルタントに診断してもらおうじゃないかといふようなことが、現実問題として、株主権の一つのかつこうとして出てくる、こう思われますので、原則は、この法律にございまして、依頼に応じてやるということでございますが、実際問題といたしましては、必ず依頼がくるのではないかというふうに考へております。

○**松平委員** あなたの言われることは、内部工作によつて依頼をさせるようにする、こういうことですね。

○**種話政府委員** そのとおりでございます。

○**松平委員** そういうことについて、経営権との関係はどうなりますか。この会社は投資会社ではあるけれども、二分の一以下の増資に應じ得る、こう

いうことでありますから、最大限二分の一の株を持つことになるかも知れません。その場合の役員人事、これについては、この投資会社というものは取締役が何か出向させるのですか。どうなんでしょうか。

○**種話政府委員** この投資育成会社から、その株を保有された会社に役員を送つて、その経営を云々ということでは、いまのところ考へておりません。大体これはできるだけ同族の方々に向きの姿勢でやつていただくというところであれば、それでいいんじゃないか。もし行き過ぎというようなことがあれば、株主として必要な株主権を行使するということにすればいいのでありまして、株を持つたから、必ずこの投資育成会社から中小企業に役員を送るといふところまでは、いまのところ考へておりません。

○**松平委員** その会社の経営の問題ですが、いまのような考へ方で——この法律の書いてあるところ、並びに法律の精神というものは、いまあなたがおっしゃる通りに経営人としては一人も送らないのだ、こういう考へ方に立つておるのかどうかということですが、それをはつきりしてもらいたいのだ。もしそうだとするならば、そういうことをここに明記しておく必要があると思ふのです。さもなければ、親会社になり、次から次へ重役を派遣して、一つの大きなコンツェルンみたいになる可能性はないことはない。そこで、そのところの皆さんの、原案をつくつた人の考へ方というのは、一体どこにあるのか。投資だけやつて、経営は全部まかせる、こういうことなのかどうか。

○**種話政府委員** 先ほど申し上げましたように、この会社から株を持った会社に重役を送るということは、全然考へておりません。

○**松平委員** そのかわり、依頼によつて経営並びに技術の指導を行なう。その依頼をさせるようにする。依頼をさせるようにするというのは、株主總會でやるのですか。

○**種話政府委員** これは、必ずしもそういう株主總會の場といたつたよりあらたまった場所でなくとも、いろいろならぬあらゆる機会をつかまえて、大株主という立場から、会社の経営をより健全にするために、コンサルタントの派遣を願つて指導、診断をしてもらふべきじゃないかということとは、あらゆる場合に理事者に対して株主として申し入れ得る、こう思つております。われわれといたしましては、そういうようになつたところで、事実問題として、役員を送らないでも、この会社の理事者としてよく相談しながら、できるだけ早くコンサルテーションを受けさせるように持つていきたいと考へております。

○**松平委員** それは、この会社の固有の権限として、そういうものを調査する。その投資した会社を調査するとかいうことは、できるんじゃないですか。できませんか。

○**種話政府委員** これは、いわゆる株主権は、二割あるいは三割で、どちらかという絶対数は占めていないわけでございますが、株主権の當然の発動に行きそらだという際には、おそらく株主總會でいろいろ意見を言うこともできますし、場合によつては、自分自身で持つてやつたのに、本来の趣

旨に沿わないような方向に行くというのでは、この株はもう第三者に処分してしまつて、ほんとうは投資育成会社だから、こうやつていろいろ協力的にやつていくけれども、そういう間違つた方向に行くけれども、株を処分するといふようなこともございまして、いろいろいは場合によりましては、いよいよ言うことを聞かないという場合に、少数株主権というよりなものを行使いたしましたして、あるいは累積投票というよりなことによつて、場合によつては理事者を入れるというよりなことも、法律上はでき得るわけでありまして、ただ、われわれといたしましては、この会社は、決して中に介入しようというものではない、自主性をあくまでも尊重しながら、コンサルテーションを通じて近代的な経営を行なうことによつて、また将来株式市場で資本を公募することができるよう持つていきたいというところでございまして、ここに役員を入れるというよりなことは、当初の考へには毛頭ないわけでございますが、しかし、実際問題で、いまお話のような非常にけしからぬ会社というよりなのがあつて、せつかくの親心が通じないという場合には、これは二割なり三割持つておれば、累積投票その他で役員も入れ得るわけでございますので、伝家の宝刀として、そういう措置も法律上は残されているということでございます。

○**松平委員** 八条の三号ですね、「経営又は技術の指導を行なう事業」、こゝろあるわけだが、この指導というものは、どういうことでございましてか。あなたの言うコンサルテーションというのは、指導じゃないだろうと思ふのだ

がね。指導ということは、少なくとも自分の意思に相手に従わせるというより強い意味でしょう。そうすると、あれですか、「経営又は技術の指導」というのは、会社で持っているところのコンサルタントに調査をさせて、そしてその結論を実施させるという意味ですか。

○樋詰政府委員 指導を行ないます場合に、やみくもに指導というわけではございませんで、やはり現状を調査、分析して、いわゆる診断を行ない、どこに欠陥があるかといったような、いわゆるつぼというものを発見いたしました。そうしてここにあなたのほうは病根があるのだからお直しなさいといったような点を明らかにしてアドバイスする。ここにいう「指導」ということは、確かにコンサルテーションそのもののことだと触れておりませんけれども、指導を行ない前提としたしまして、いまのような会社の現状並びに今後置かるべき客観情勢の分析というよりなことから、どうあるべきかというようなことを調査、分析、診断する。その結果をアドバイスするというかっこうに持っていきたいということであります。

○松平委員 アドバイスということと指導ということと、どう違うのです。私は、アドバイスということは指導じゃないと思うのですよ。

○樋詰政府委員 アドバイスして、その方向に指導するということとござい

ます。
○松平委員 依頼に応じた場合、依頼に応じて経営並びに技術の指導を行なうのですから、指導ということは助言以上に強い。経営権に対して変更を加

えるということも、これは行ない得るんじゃないかと思うのです。この経営並びに技術の指導を行なうというのは、法律的にはどういふことを意味しているのです。

○樋詰政府委員 これは、あくまでも持たれる会社の自主性の尊重ということとを、われわれ考えております。したがって、いまでも何でもございというわけではなく、せつかく診断によつて病根を発見して、こつこつとやうにいくべきだという指導をやつた。それにもかかわらず本人が聞かないという場合には、それまで押して持つていくということではできません。これにつきましては、株を処分するなり――まあ株を処分するというのは、本来の会社の精神にのつとらぬわけでございますが、第三者に売り渡すということと、これは一番同族会社でございましてございまして、最終的にはそういう非常手段をとらざるを得ない。しかし、できるだけ会社自体のためにこつこつとあるのが一番いいんだということで、権威者によつて診断をしていただき、今後の行くべき方向を示していただくわけとございまして、こつこつとやうな、いやでも何でも強制するといふようなこととでなくて、大体目的は達し得るんじゃないかと考えております。

○松平委員 その点を追及することはこれでやめますが、経営技術の指導に当たる、つまりコンサルタントをするという場合の費用は、依頼をしてきた会社がむろん出すだろうと思うのですが、そういうふうに解釈してよろしいですね。

○樋詰政府委員 これは、いまお話し

のように、依頼をしてきたものからコンサルタントの費用を徴収して、そしてそれをコンサルタントに払うのかっこうにしたいと思つております。

○松平委員 くだいようですが、この会社自体は、みずからは、自発的に、その会社に対して経営並びに技術の指導なり、助言なりというものは、依頼がなければやらない、こつこつとやうな事ね。

○樋詰政府委員 形式的には、そのとおりにやつていきたいと思つております。

○松平委員 それから、委員長、どうですか、非常にこまかいことになるわけですが、この次の機会にしたいだいたはうがいのじゃないかという気がするのです。そうすると、中村君も出てきますから、きょうはこの程度で途中でやめておいていただいて、次会に譲りたいと思つておりますが……。

○樋詰委員長 次会は、明十五日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十二分散会